

東可児中学校PTA規約 細則

(目的)

第1条 この細則は、東可児中学校PTA規約第6章の規定に基づき、役員及び推薦委員会について定めることを目的とする。

(推薦委員会の委員)

第2条 推薦委員会の委員（以下、「推薦委員」という。）は、次の方法により選出する。

- 一 本部役員は、推薦委員となる。
 - 二 代議員は、推薦委員となる。
- 2 推薦委員会の委員長（以下、「代議員」という。）は、代議員長をもってあてる。

(推薦委員会の事務)

第3条 推薦委員会は、委員長が招集する。

- 2 推薦委員会の議事は、委員の現在数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することはできない。
- 3 推薦委員会は、可児市PTA連合会への提出期限から1月の本部役員会までに、次年度の会長、副会長、書記、会計、部長、代議員長、家庭教育学級長及び会計監査委員の候補者名簿を作成する。

(代議員)

第4条 削除

(学級委員)

第5条 削除

第6条 削除

(役員免除)

第7条 原則、役員免除期間は次のとおりとする。

- 一 本部役員は、翌年度から末子まで役員を免除する。
 - 二 **学年委員**、代議員、健全育成委員は、翌年度1年間役員を免除する。
 - 三 翌年度に、東可児中学校の生徒となる桜ヶ丘小学校の本部役員は、その翌年度1年間本部役員を免除する。
- 2 前項第二号については、生徒の兄弟姉妹に関わらず、これを免除するものとする。
 - 3 ただし、第1項第二号については、代議員は、この限りではない。

(地区割り)

第8条 本部役員選出における地区割りを廃止する。

附 則

この細則は、平成6年4月16日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月17日から施行する

附 則

この規約は、令和4年9月10日に改正 令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年4月23日から施行する。